社会福祉施設の
労働災害をなくそう!!

群馬労働局管内で発生した休業４日以上の労働災害による全産業の死傷者数は長期的には減少傾向にありますが、**社会福祉施設では年々増加**し、全産業に占める比率（平成２７年は全産業の 5.5%）も高くなっています。また、**「動作の反動・無理な動作災害」**と**「転倒災害」**が多く、この２つを合わせるとそれぞれ全体の**７割**を超えています。４Ｓ（整理、整頓、清掃、清潔）の励行とＫＹ（危険・予知）活動により転倒災害を防ぎましょう。

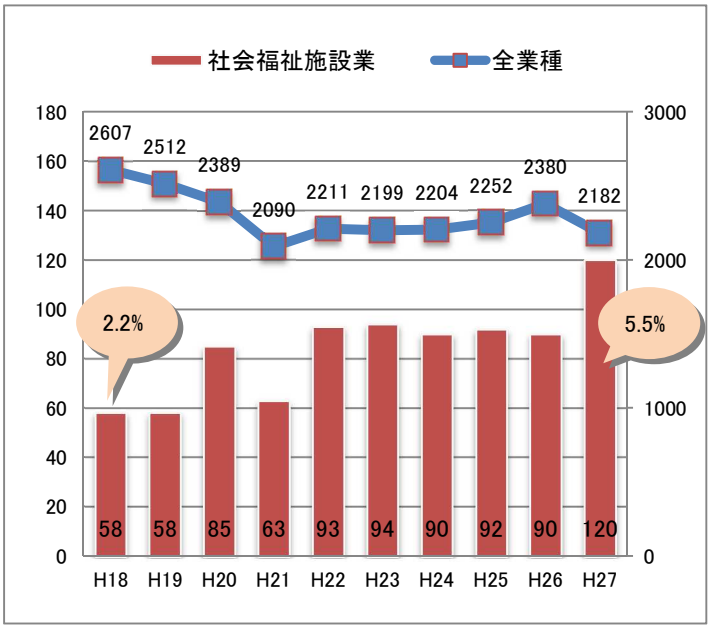

図-1　全業種及び社会福祉施設業における労働災害発生年別推移
資料:労働者死傷病報告

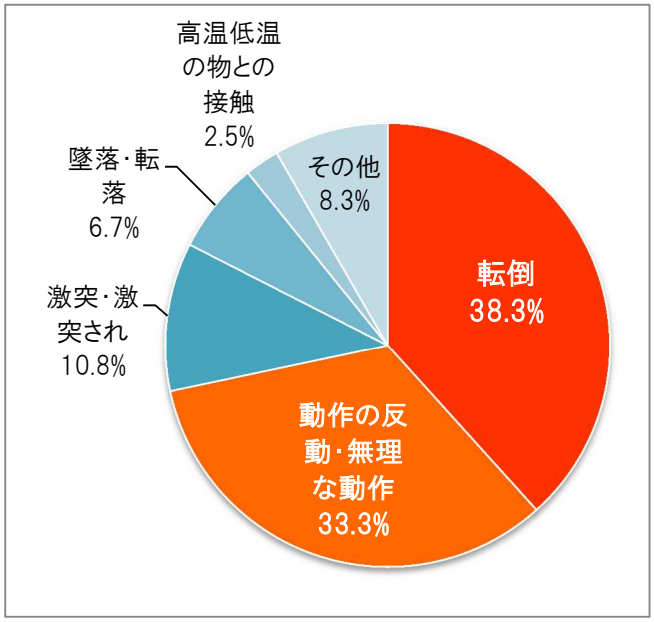

図-2　社会福祉施設業での事故の型別労働災害発生状況（平成 27 年）
資料:労働者死傷病報告

社会福祉施設では、**経験年数の少ない**労働者や、**50 歳以上**の労働者による労働災害が多く発生しています。

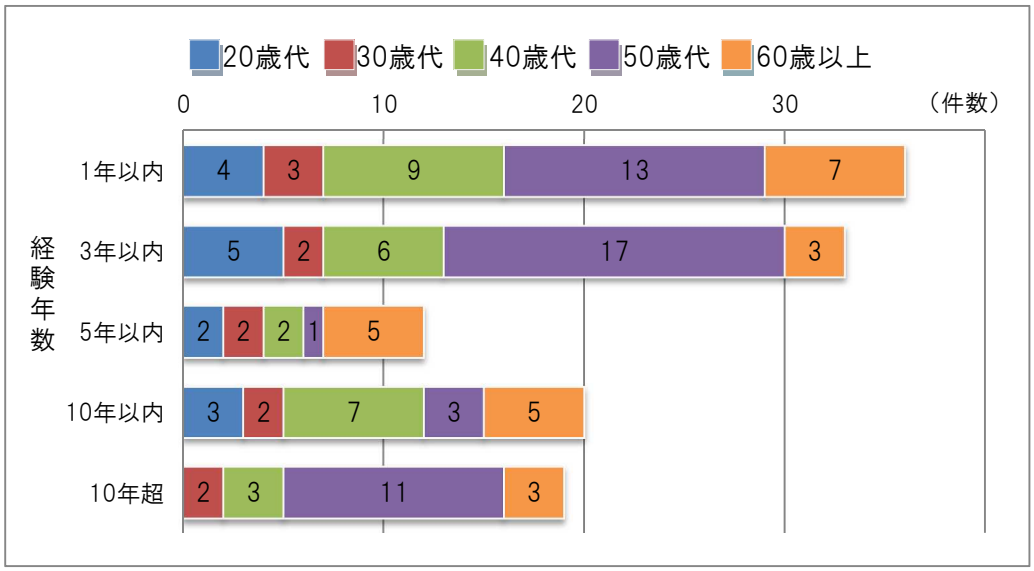

図-3　社会福祉施設業での年代別･経験年数別労働災害発生状況（平成 27 年）
資料:労働者死傷病報告

社会福祉施設では、**休業１月以上の重篤な災害が全体の約４割**を占めています。

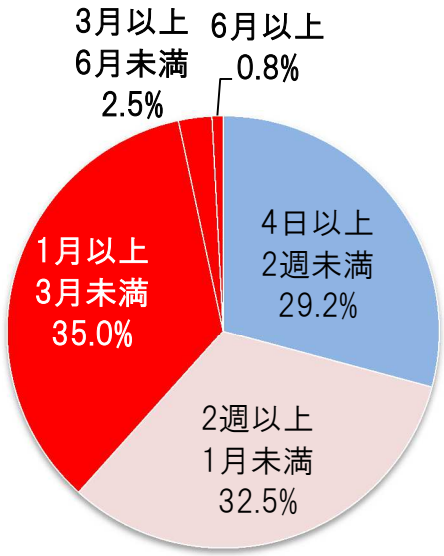

図-4　社会福祉施設業での災害程度別労働災害発生状況（平成 27 年）
資料：労働者死傷病報告

腰痛防止対策

[腰痛予対策の進め方]

① 作業姿勢と動作に関する注意

介護・保育では、前かがみ・中腰での作業や腰のひねりを長く保つ作業が多くなります。こうした作業による腰部負担を軽減するために「適宜小休止・休息をとる、他の作業と組み合わせるなどにより、同一姿勢を長時間続けないようにさせること」を基本に、作業姿勢と動作などに留意してください。

② 作業標準の作成

作業標準とは、仕事を行う上での手順や決め事です。作業標準は、使用する機器・設備、作業方法などの実態に応じたものとしてください。

③ 介護者の適正配置

特定の職員に腰部負担の大きい業務が集中しないように配慮してください。

作業量に見合った適切な人員配置を行ってください。

④ 施設および設備の構造の改善

介護ができる部屋の構造、浴槽の構造、ベッドの構造などの設備の改善を行ってください。

腰痛災害事例

（平成 27 年　群馬労働局管内）

▼３０歳代の男性ヘルパー（経験年数４年）が、車いすの利用者を車に乗せようと、段差を超えるために車いすを後傾させ支持した時に、腰に強い痛みを感じた（休業３月）。

▼３０歳代の女性介護職員（経験年数３年）が、中腰でベッド上の利用者の体を抱えた時に、腰に強い痛みを感じた（休業１月）。

▼５０歳代の女性介護職員（経験年数１１年）が、利用者をベッドから車いすに移乗するため体を抱えた時に、腰に強い痛みを感じた（休業１７日）。

参考　腰痛防止体操(抜粋)

≪胴体やお尻の筋力を増強させる体操≫

1　仰向けで膝を曲げ、軽くお尻を持ち上げます。
2　20回 、1日2回行います。

1　仰向けで、腕を頭の後ろに組みます。
2　ゆっくりと左右交互に片足を上げます。
3　20回 、1日2回行います。

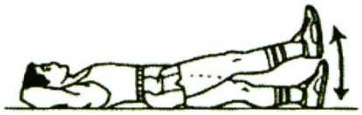

転倒防止対策

転倒の原因として、「**つまずき**」、「**すべり**」、「**筋力の衰え**」があります。

つまずき防止対策

・通路、作業床・歩み板に物を置かない。
・床面の凹凸をできるだけなくす。
・通路、作業床・歩み板の損傷は早く直す。
・通路、作業床・歩み板の安全な通行のための照明の方法を講じる。

すべり防止対策

・床面を良く清掃する。
・床面の水や油は良くふき取る。
・滑り止めのマットを敷く、テープを貼る。
・滑りにくい靴を履く。

筋力の衰えを防ぐ対策

・簡単な筋力トレーニングでも転倒災害防止に効果的です。

転倒災害事例（平成 27 年　群馬労働局管内）

▼５０歳代の女性介護補助員（経験年数２年）が、利用者の洗濯物をカゴに入れて運ぶ際に、カゴから滑り落ちた衣類に足をからませ転倒し、足を骨折した（休業３月）。

▼６０歳代の男性介護職員（経験年数４年）が、帰宅のため事業場内駐車場に向かって歩行中、側溝に足を踏み入れ転倒し、右大腿骨を骨折した。（休業２月）。

▼５０歳代の女性介護スタッフ（経験年数２年）が、勤務終了後に施設職員通用口から外に出た際、階段を踏み外して転倒し、靭帯を損傷した（休業１月）。

ＫＹ活動

人間は誰でも、つい「ウッカリ」したり、「ボンヤリ」したり、錯覚をします。横着して近道や省略もします。このような人間の行動特性が誤った動作などの**不安全行動（ヒューマンエラー）**をもたらし、事故・災害の原因となります。これらは、通常の慣れた業務で起こりがちです。

事故・災害を防止するには、業務を始める前に「どんな危険が潜んでいるか」を職場で話し合い「これは危ない」という危険のポイントについて合意します。そして、対策を決め、行動目標や指さし呼称項目を設定し、一人ひとりが指差し呼称で安全衛生を先取りしながら業務を進めます。このプロセスが **ＫＹ（危険・予知）活動**です。

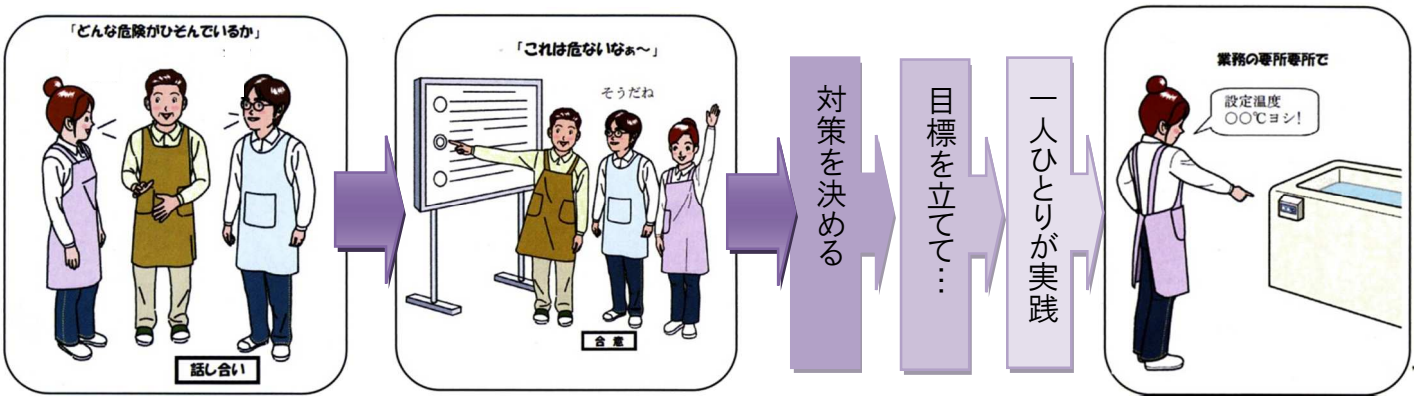

安全衛生管理体制

労働安全衛生法では、職場における労働者の安全と健康の確保を推進するため、事業規模や業種に応じた安全衛生管理体制を整備することを事業者に義務づけています。

安全衛生管理体制は、事業所の従業員全員が協力して安全衛生を進めていくために必要なものです。

規模(労働者数)	規模別安全衛生管理体制
※ 50～999 人	事業者 → 産業医 事業者 → 衛生管理者（規模に応じ 1～3 人） 衛生委員会
10～49 人	事業者 → 衛生推進者 安全衛生懇談会の実施など 労働者の意見を聴く機会を設けること
1～9 人	事業者 安全衛生懇談会の実施など 労働者の意見を聴く機会を設けること

※1,000 人以上の事業場においては、これらに加え総括安全衛生管理者の選任をする必要があります。
また、衛生管理者についても規模に応じ３～６人選任してください。

群馬労働局
労働基準部　健康安全課
〒371-8567　群馬県前橋市大手町2－3－1
Tel 027-896-4736　fax 027-896-2111
http://gunma-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

H28.5